

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年10月6日（平成29年（行個）諮問第154号及び同第155号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第147号及び同第148号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税訂正申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
本人が提出した特定被相続人に係る相続税訂正申告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

文書1 審査請求人以外の相続人が提出した被相続人特定個人に係る相続税訂正申告書

文書2 審査請求人が提出した被相続人特定個人に係る相続税訂正申告書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月15日付け特定記号第10201号及び同月29日付け特定記号第10222号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである（資料については省略）。

(1) 審査請求書（平成29年（行個）諮問第154号及び同第155号）

審査請求人は、亡父の相続手続を特定税理士に相続人（4名）全員で委任契約したにもかかわらず、審査請求人には、今回の相続手続、申告等いまだ全容の把握ができておりません。

そのために3回もの開示請求手続を行いました。

1回目は開示請求により文書の開示をしていただきました。

2回目及び3回目については不開示となりました。

相続税の納付を済ませた上での申告書の未提出、それによる税金の返還、特定税務署の納税担当者からは「自分で納得のいく申告書を早急に提出するように」と言われております。

審査請求人の手元に亡父の資産に関しての書類等全くない中で、どのように計算をして申告書を早急に提出すれば良いのでしょうか。

初回の申告書の内容と協議書の内容が異なる上に、追加の協議もされないままの訂正申告です。

相続手続の委任契約をした特定税理士に連絡をしても返事はありません。

以上のことから、審査請求の手続をお願いしたくペンをとりました。

(2) 意見書(平成29年(行個)諮問第154号及び同第155号)

送付していただきました諮問第154号、第155号の理由説明書につきまして、「審査請求人の申告書が未提出のため不開示」という旨は理解致しました。けれども、何故審査請求人の申告書だけが未提出なのでしょうでしょうか？

審査請求人は特定税理士に委任をしてあります。

その後特定弁護士からの連絡の通りに納税も致しました。

「納税すればそれは申告したと同じである」と言われましたので
「認めた」

後日、手元に資料がないため開示請求をしましたが、不開示＝未提出とのことでした。

特定税務署からは未提出なので、自分で計算して早く申告書を提出するよう再三伝えられています。

が、なす術がなく、提出することがいまだにできていません。

今回の手続は私の押印の有・無だけの書類上の手続ミスだと思います。特定税理士作成の申告書(審査請求人の押印なし)に審査請求人が押印した上で、特定税理士が計算した添付書類を添付して提出すればすぐに終了する申告だと考えるのですが・・・

この旨を相続人代表者及び特定税理士に連絡しましたが回答はありません。また、特定税務署に申告をどのようにしたら良いか尋ねましたが、特定税理士の作成した申告書に押印、提出したのでは受け付けないとの回答です。

審査請求人の手元には、亡父の資産に関して、相続人代表者からの資料が全く提出されていない中で、どのような申告をすれば良いのでしょうか？

「自分で計算して下さい」とのことですが途方にくれています。

審査請求人の申告を一日でも早く（期限は特定年月日Aでした）済ませるように資料として情報を入手するために開示請求を致しました。

結果、未開示→審査請求→不開示の妥当性→意見書の提出となっております。

本来、手元にあるべき資料が、（審査請求人の実印を押した文書すら）相続人代表者側からは入手できません。

開示請求によって、入手するしか方法がないのです。

以上のことから、審査請求人の申告書を委任してあります特定税理士の作成した申告書の添付書類の開示請求をお願いしたく手続をしています。

㊦ 審査請求人以外の相続人に関しては、個人情報なので開示は不可であることは充分承知しております。今現在、他の相続人の記入部分も、入手しておりますが、添付書類はありません。

審査請求人が考えております申告方法を申し上げます。

① 特定税理士作成の申告書の開示（計算部分、添付書類）
（審査請求人以外の相続人の部分を除く。）

② ①の添付書類と審査請求人の押印なしの申告書に
審査請求人が押印

③ 申告書の提出（一日でも早くと思っています。）

本来委任をしてある税理士がすべきことを何故、依頼者の審査請求人がしなくてはならないのか、理解できません。

何卒、ご理解の上、「添付書類の開示」ができますようお願い申し上げます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成29年（行個）諮問第154号）

（1）本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象保有個人情報1の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成29年6月15日付け特定記号第10201号により、①本件対象保有個人情報1の有無を答えることにより、審査請求人以外の相続人が相続税訂正申告書を提出した事実の有無という、法14条2号に規定する不開示情報を開示することになること及び②審査請求人以外の相続人に係る上記の情報を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、法14条7号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあることを理由として、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分1）を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象保有個人情報1の開示を求めていることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

(2) 原処分1の妥当性について

ア 法14条2号、7号柱書き及び17条の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

また、法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

さらに、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

イ 相続税の申告書の提出手続等について

相続税の申告については、相続等により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないものとされている。

相続税の申告は、税法上、各相続人が個別に行うことを原則としているが、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができるものとされている。

その場合であっても、当該申告書の提出期限内に、その申告に係る課税価格、相続税額を修正した申告書を提出する場合（この場合に提出する申告書を「訂正申告書」という。）には、各相続人が個別に訂正申告書の提出を行うことができるものとされている。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

上記イを踏まえて検討するに、相続税の申告において、共同相続人が共同で作成して一つの申告書（訂正申告書を含む。）を提出する場合には、相続税の申告義務が生じた共同相続人の有無、範囲、自己の計算によって算出した課税価格、相続税額等について、共同相

続人相互に共通認識を有しているのが通常であると解される。

しかしながら、各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできない。

本件においては、審査請求書の記載内容によれば、相続税の訂正申告書について、審査請求人が審査請求人以外の相続人と共同で作成して提出したとまでは認められないことから、本件対象保有個人情報1について、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の訂正申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。

本件存否情報は、法14条2号に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書に掲げる情報に該当すると認めるべき事情も存しないことから、同号の開示情報に該当するものと認められる。

また、申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという極めて民主的な制度であり、この制度に基づき自主的に申告した納税者の申告情報（訂正申告書を提出した事実の有無等）を他の納税者（審査請求人）に開示することは、納税者と税務当局との信頼関係を著しく損なうばかりか、制度を信頼し税務当局に申告を行っている一般の納税者の税務申告に対するコンプライアンスを著しく低下させることとなる。

その結果、相続税の申告情報を税務当局への開示請求によって知られることを避けるため、無申告となったり、虚偽の申告を行うことなどが想定され、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法14条7号柱書きの開示情報にも該当するものと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報1の存否を明らかにすることは、本件存否情報という法14条2号及び7号柱書きの開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により存否応答拒否すべきものと認められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は原処分1の決定を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象保有個人情報1の存否を答えるだけで、法14条2号及び7号柱書きの開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、その存否を明らかにせず、

開示請求を拒否した原処分1は、妥当であると判断する。

2 理由説明書2（平成29年（行個）諮問第155号）

（1）本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象保有個人情報2の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報2については、提出がされておらず保有していないとして、平成29年6月29日付け特定記号第10222号により、法18条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分2）を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象保有個人情報2の開示を求めていることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

（2）原処分2の妥当性について

納税者から相続税の申告書や訂正申告書等（以下「相続税の申告書等」という。）が提出された場合、特定税務署においては、『「特定国税局行政文書管理・取扱マニュアル」の制定について（平成25年6月6日）』により、来署者からの提出分は管理運営部門にて、郵送及び資産課税部門が直接受領したものについては総務課にて收受し、收受日付印を押なつすることとされている。

なお、総務課において收受された相続税の申告書等は、收受後すみやかに管理運営部門へ回付され、管理運営部門において、管理運営部門での收受分ともに「相続税申告書收受等整理簿」（以下「收受簿」という。）に登載され、資産課税部門へ引き継がれる。

また、資産課税部門において所定の処理・決議を了した相続税事案に関する行政文書（相続税の申告書等を含む。）は、課税年分ごとに「相続税申告書・決議書等関係書類」という行政文書ファイルに編てつし、税務署の耐火書庫に保管することとされている。

本件開示請求に伴い、特定税務署において、收受簿及び当該行政文書ファイルを確認するとともに、同ファイルに係る行政文書の保管場所を入念に探索した結果、本件対象保有個人情報2は提出されておらず保有していないとして原処分2を行っている。

本件審査請求を受け、諮問庁においても、特定税務署を通じて、收受簿及び当該行政文書ファイルを確認するとともに、同ファイルに係る行政文書の保管場所を入念に探索したが、審査請求人が提出した被相続人特定個人に係る相続税の訂正申告書は確認できなかった。同日、念のため耐火書庫（庁舎1階）及び担当部門の事務室（庁舎1階）を探索したが、該当する相続税の訂正申告書は見当たらなかった。

したがって、特定税務署において、本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められないから、法18条2項の規定に基づき不開示とし

た原処分2は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報2について、提出がされておらず保有していないことを理由に不開示決定とした原処分2は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月6日 諮問の受理（平成29年（行個）諮問第154号及び同第155号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受（同上）
- ④ 同月26日 審議（同上）
- ⑤ 同年11月9日 審議（同上）
- ⑥ 同月30日 平成29年（行個）諮問第154号及び同第155号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1については、その存否を明らかにせず開示請求を拒否する原処分1を行い、本件対象保有個人情報2については、これを保有していないとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報1の存否応答拒否の妥当性及び本件対象保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報1の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報1は、審査請求人以外の相続人が提出した相続税の訂正申告書に記録された保有個人情報であり、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の訂正申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

- (2) まず、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (3) 本件においては、審査請求人及び当該審査請求人以外の相続人は特定被相続人の共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報

が法14条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する余地もある。そこで、以下、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討する。

ア まず、審査請求書及び意見書等（上記第2）によれば、審査請求人は、本件開示請求に先立ち、他の共同相続人と遺産分割協議を行った上、当初の申告を行い、その後、他の共同相続人の代理人弁護士から、更なる申告の必要性等が記載された文書の送付を受けるとともに、審査請求人のみならず他の共同相続人に係る記載がされ、かつ、他の共同相続人の押印がされた訂正申告書の案等の送付を受けるなどしたが、当該訂正申告書に押印せず、これによる申告をしなかった事実が認められる。

イ 上記アの各事実を踏まえれば、審査請求人は、原処分1の時点において、一定の根拠をもって、他の共同相続人が訂正申告書を提出したものと考えていたものと思われる。

しかし、上記アの各事実を踏まえたとしても、他の共同相続人が訂正申告書、すなわち、相続税申告書の提出期限内に当初申告を訂正する旨の申告書が提出されたとまではいい切れないことなどからすれば、原処分1の時点で審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができたといえる個別事情があったとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、慣行により審査請求人が知ることができる情報であったとは認められず、法14条2号ただし書イに該当しない。

(4) さらに、法14条2号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

(5) 以上より、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められることから、本件対象保有個人情報1の存否を答えるだけで同号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分1は妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

審査請求人は、自らが被相続人特定個人に係る相続税の訂正申告書を提出したことについて、具体的な主張や資料の提出をしていない上、意見書（上記第2の2（2））においては、当該訂正申告書を提出していない旨を自認する趣旨の意見を述べているところである。

そして、当該訂正申告書は提出されておらず、本件対象保有個人情報2を保有していない旨の諮問庁の上記第3の説明を否定するに足りる事情も存しない。

以上によれば、特定税務署において本件対象保有個人情報2を保有して

いるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

審査請求人が提出した資料によれば、審査請求人は、原処分1の後、上記2(3)アの弁護士から、他の共同相続人が訂正申告をした旨を書面により告げられた事実が認められるところであり、この事実をも併せ考えると、審査請求人は、現時点においては本件存否情報について承知しているものと認められる。そうすると、諮問庁の現時点における対応としては、本件対象保有個人情報1の存否を明らかにした上で、可能な範囲で審査請求人に情報提供を行うことが望まれる。

6 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否し、本件対象保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報1の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当すると認められるので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であり、特定税務署において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子